



第10次水質総量削減の在り方について (概要)

令和8年5月26日



第10次水質総量削減の在り方について（諮問）

- 水質総量削減制度の対象水域においては、水質汚濁を防止し、水質環境基準を確保するため、COD、窒素及びりんに係る汚濁負荷削減に取り組んでいるところ、現状を踏まえて、第10次水質総量削減の在り方について中央環境審議会の意見を求めるもの。
- 令和6年10月に諮問し、同年12月から水質総量削減専門委員会における審議を開始。令和8年1月に委員会報告を取りまとめた。

諮問理由

現状

- 対象水域の水質は全体として一定程度改善してきているものの、引き続き以下のような課題がある。
 - ・ 水質汚濁が課題となる海域が依然として存在
 - ・ 夏期の高温期を中心に貧酸素水塊の発生等
- 一方で、栄養塩類濃度が低いことによる生態系や水産資源への影響に対する懸念。
- このため、指定水域全体の水質を対象とした汚濁負荷の総量規制から、よりきめ細かな海域の状況に応じた水環境管理への移行の必要性が指摘。
- 瀬戸内海では令和3年6月に瀬戸法を改正し、栄養塩類管理制度を創設。

現状を踏まえ、

総合的な水環境改善対策を推進するため、第10次水質総量削減の在り方について諮問

第10次水質総量削減の在り方 － 総量削減から総量管理への転換 － (答申)

水質総量削減制度 (現状)

閉鎖性海域*に流入する汚濁負荷量の総量を削減する制度。化学的酸素要求量(COD)と栄養塩類(窒素、りん)が対象。

現状と課題

- 9次にわたる水質総量削減の取組により水質は全体的に改善
- 近年では、一部地域で栄養塩類の不足等による水産資源への影響が指摘
- 一方、貧酸素水塊の拡大等、水環境保全上の課題が依然として存在

▶ 海域ごとのきめ細やかな水環境管理が必要

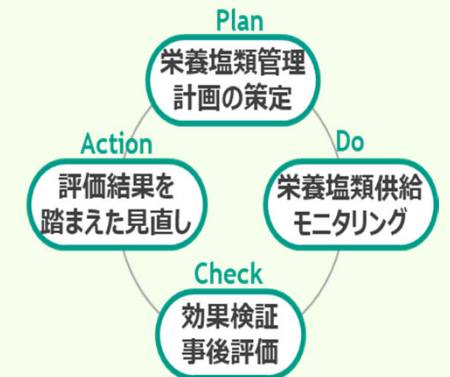
水質総量管理制度 (今後)

削減一辺倒からきめ細やかな水環境管理へ

*一般排水基準のみでは環境基準達成が困難な東京湾、伊勢湾、瀬戸内海が対象

① 栄養塩類の供給を可能とする **栄養塩類管理制度** を導入

- ・環境悪化の恐れがなく、地域ニーズがある場合、栄養塩類管理計画の策定による**栄養塩類の増加措置**を可能とし、当該措置の実施者には**総量規制基準を適用除外**
→水質予測システムを活用した事前評価や目標を設定
- ・事後モニタリングの結果に応じて計画を見直すなど、**順応的管理の仕組みを徹底**



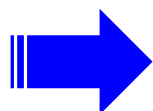
② 総量削減制度の**基本的な枠組は維持**

- ・国は「**総量管理基本方針**」を策定 ・都府県は同方針に基づき「**総量管理計画**」を策定
- ・同方針と同計画において、**管理目標量**を設定

▶ 水質が悪化しないよう、汚濁負荷量の総量を管理

その他の水環境管理に係る対策

- ・藻場・干潟の保全・再生・創出や底質の改善等の実施

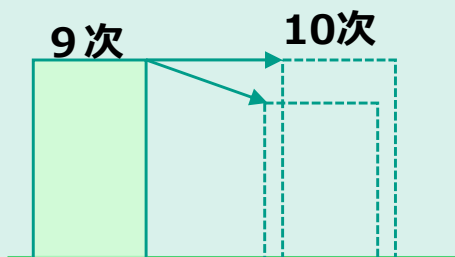


これらの施策により、**総合的な水環境管理** を通じて **きれいで豊かな海の実現** を目指す

総量削減目標量の現状と今後

水質総量削減制度 (現状)

都府県別の削減目標量



[目標設定]

- 原則、削減目標量は概ね維持または削減

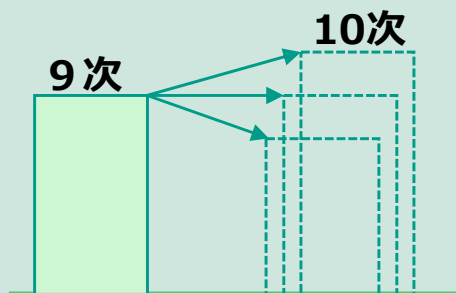
[総量規制基準*の適用]

- 排水量が**50 m³/日以上**の**特定事業場**はCOD、窒素、りんについて**総量規制基準を遵守**

* 総量規制基準 = 排水濃度 × 排水量

水質総量管理制度 (今後)

都府県別の管理目標量



[目標設定]

- 海域の状況等に応じて、管理目標量は増加、維持または削減

※増加させる場合は、実現可能性を考慮の上、水環境保全上の支障がない範囲で実施

[総量規制基準の適用]

- 環境悪化の恐れがなく、地域ニーズがある場合、栄養塩類管理計画の策定による**栄養塩類の増加措置**を可能とし、当該措置の実施者には**総量規制基準を適用除外**

- 答申案において、以下の課題について関係機関及び関係者が連携して取り組むべきとされた。

第10次水質総量削減（総量管理）の実施において対応すべき課題

制度の運用

- ✓ 栄養塩類管理実施上の支障に係る対応
- ✓ 順応的管理^{*1}のための事前評価に係る支援
→国が汎用的なモデルを構築、自治体へ提供

モニタリングの充実

- ✓ 適切な評価指標やモニタリング手法の検討
→栄養塩類管理に伴う生物の多様性及び生産性への影響を把握

調査・研究の実施

- ✓ 汚濁負荷量把握の精度向上
→汚濁負荷量の推計に用いる発生原単位^{*2}の見直し、下水道の改善に伴う負荷削減効果の把握等
- ✓ 水質予測モデルの精緻化や新たなツールの活用
→モニタリングの高度化、予測結果の可視化により、改善方策の検討や関係主体の合意形成を促進

第11次水質総量管理制度以降の検討の中で対応すべき課題

「総量管理計画」の達成評価に向けた対応

- ✓ 生物の多様性及び生産性の状況把握と「総量管理計画」における評価

調査・研究の推進

- ✓ 生態系のメカニズム解明等
- ✓ 栄養塩類増加措置による底層DO^{*3}への影響把握等
- ✓ 陸域負荷以外の水質への影響要因に関する検討

- *1 不確実性を伴う対象（生態系管理など）を取り扱うため、当初の予測が外れる事態が起こり得ることを予め考慮し、モニタリング結果に合わせて取るべき対応を変える管理手法
- *2 農地等の排出源（面源）からの単位面積当たりの推定汚濁負荷量
- *3 底層付近の溶存酸素の量であり、底層DOが低下すると底生生物のへい死や青潮などが起こるほか、底質からの金属溶出などによる水道着色などを引き起こす

- 第10次水質総量削減の在り方(答申)の内容を踏まえ、水質総量削減制度に基づく対応を着実に実施しつつ、総合的な水環境管理の実現に向けた制度の在り方について検討を進める。

第10次水質総量削減の在り方(答申)

総量削減基本方針(国)

総量削減計画(都府県)

海域ごとのきめ細やかな水環境管理に向けて、**海域の状況等に応じて削減目標量を設定**する等、**本答申の内容を総量削減基本方針に反映**させ、都府県による総量削減計画の策定を支援していく。

水環境制度小委員会における
今後の水環境制度の在り方検討

答申

水環境制度の見直し

本答申で取りまとめられた総量管理制度への転換の必要性や今後の課題を水環境制度小委員会にインプットの上、**良好な水環境の創出等の総合的な水環境管理**に係る議論を行い、**水環境制度の見直しに向けた検討**を進める。